



神奈川県相模原市の障がい者施設での事件を受けて

理事長 作花 知志

2016 年 7 月 26 日未明に、神奈川県相模原市の障がい者施設で 19 名の方が殺害される、とてもショッキングな殺人事件が発生し、心を痛めています。

せっかくこの世に生まれてきたのに、このような人生の最後を迎えることを余儀なくされた方々の無念さを思うと、言葉もありません。

私自身、弁護士としての活動を通じて、また NPO 法人福祉オンブズおかやまにおける活動を通じて、多くの障がい者の方と交流を持たせていただいています。その誰もが、明るい笑顔で、私の心を和らげてくださり、多くのことを学ばせていただいています。その意味でも、今回の事件は残念でなりません。

私が以前から交流をさせていただいている刑事事件の冤罪被害者の方がいらっしゃいます。

冤罪事件により逮捕・勾留され、刑事起訴され、18 年後にようやく無罪判決が確定した方です。

その方は、大学を卒業された後、知的障がい者の方の学校の先生になったのです。「良い先生になりたい」と希望を胸に教師としての人生を送り始めた段階で、冤罪事件に巻き込まれた方です。

その方が、学校の生徒の方々が、いかに自由かつ芸術的な想像力をお持ちなのかについて、目をきらきらと輝かせて話してくださったことを、今でも良く覚えています。「生徒から多くのことを学びました。」とも言われていました。「あの生徒達に会えて本当によかった。」と言われていました。

今回の事件で命を失った施設の方々も、与えられた人生を、自由に、懸命に生きていらしたはずだと思います。これから、自らの人生に対して、そして社会に対して、色々な色や光を、当てようとしていたはずだと思います。その無念さを思うと、心が痛みます。

事件の真相はこれから解明されていくことだと思います。今はただ、亡くなられた 19 名の方々のご冥福をお祈りいたします。

NPO 法人 福祉オンブズおかやまへの連絡先は以下の通りです。

住所：〒700-0022 岡山市北区岩田町 5-8 木に白いビル 2F

TEL：事務所 086-227-3459 相談ダイヤル 080-2885-4322

E-mail：f.ombuds.okayama@gmail.com

ホームページ <http://f-onbuzu.com/> とフェイスブックでも情報発信中！

相模原事件によせて

— 特定非営利活動法人 福祉オンブズおかやま 声明 —

平成 28 年（2016 年）7 月 26 日未明に、神奈川県相模原市の障がい者施設で 19 名の方が殺害される、とてもショッキングな殺人事件が発生しました。この事件が起きるに至った経緯についても大きく報道され、社会が衝撃を受けている状態です。

私たち特定非営利活動法人福祉オンブズおかやまとしても、深く哀悼の意を捧げます。

今回の事件で被害を受けられた方々は重い障害を持たれていました。一方で、加害者の薬物性精神疾患についても報道されています。社会福祉の立場からすると、被害者も、加害者も、この社会で共に生きる仲間としての存在だったと言えます。そう考えると、とてもやるせなく思います。

今回の事件について語られる際に「優生思想」や「ヘイトクライム」といった言葉が交わされます。

優れた種を残すことを後世に残すためには、現在の病んだ種を排除すべきとの思想は古今東西にありました。ナチスドイツが T4 作戦とする知的障害者、精神障害者など不治の病にあるとされる人たちをガス室に送りました。また、わが国においてはハンセン病患者に断種を施すという医学的、法的措置がとられました。

そして、特定の属性に対して憎悪を持って傷つけるヘイトクライムは、欧米の報道でよく聞かれています。「黒人だから」「イスラム教徒だから」そのような理由で人の命が脅かされる犯罪が続いています。わが国でも、「ホームレスだから」「朝鮮人だから」といった理由の犯罪が起きていることを私たちは知っています。

それは、諸外国の行動に対し、かの国を憎み、国益だけを追求しようとするといった右傾化する社会の空気ともつながっているように思えます。

私たちの社会は、人が人を排除するといった残酷なことをしてきました。その反省に立った社会のありようを目指そうと、常に自分たちの心に向き合ってきたはずです。

私たち福祉オンブズおかやまは、社会福祉サービスに関係する人たちの人権問題に関心を寄せる市民の集まりです。被害に遭われた人たちの恐怖と不安を思うと今回の事件を許すことができません。その一方、加害者となった薬物性精神疾患の人や加害思想を持つ人たちも排除しようとは思いません。「あの考え方は危険だから、そのような人は刑務所や病院に入れたままにしたほうがいい」といった考えは、私たちが“人を排除しない”の信念を放棄したことになります。

異なる存在が共に生きることのできる社会を作るためにはどうすればよいか？それを私たちは問い続けていきたいと思えます。

『不当な差別を憎む文化づくりが始まった — 障害者差別解消法が求めるもの—』

特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」第3回定時総会を記念し、講演が行われました。講師として、重利政志さん（社会福祉法人弘徳学園常務理事・統括施設長）から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」についてお話をいただきました。障害者差別解消法は、今年の4月から本格的に施行されることになった法律ですが、障害のある人となない人が、ともに生きる社会を作るために重要な役割を持っています。その考え方を重利さんに教えてもらいました。以下に内容の要約をご報告します。

はじめに

- ・差別解消法は法律のことになるんですが、僕は障害者の事業所の支援者でありますんで、そのへんの話しに絡ませることにはなると思っています。今日の山陽新聞にハンセン病の記事が出てましたね。今年でらい予防法廃止して20年だということで、山陽新聞は特集しているなあと思いました。
- ・差別解消法というのは、障害者権利条約1) 批准のための国内の法整備ということで進められてきたんですが、障害者だけじゃなくハンセン病の方たちも苦しい立場にあるのは変わっていないな、というのは今日の記事を読んでそう思いました。

1) 障害者権利条約

障害者権利条約は、2006年12月13日に国連総会において採択され、2008年5月3日に発効しました。我が国は2007年9月28日に、高村正彦外務大臣(当時)がこの条約に署名し、2014年1月20日に、批准書を寄託しました。また、同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生しました。

外務省ホームページより

- ・障害者差別解消法は、「差別禁止法」となる予定だったんですけども、「差別禁止」という言葉は今回やめておこうとされた経緯もあるようです。でも狙いは、障害者差別を無くす法律であるということには違いありません。
- ・ただ、この法律は入れ物に過ぎないなあと思います。これからいろんな事例を詰めて行って、本当の差別禁止法になっていくのかな、と感じます。
- ・ちょっと前に障害者差別は増えていると思うか？という調査をしたら、「増えている」と答えた人が増えているんですね、10年前に比べて。これは、日本人は意識が高まったというか、「障害者差別があるんだ。」という人が増えているのは嬉しいですね。まず、そこからじゃないかな、と思っています。

障害者差別解消法で“共生”社会めざす

- ・障害者差別解消法ができるにあたって、2006年に障害者権利条約を国連が採択したというのが大きかったです。やはり国際社会の動きというのは日本の何十年

も先を行ってますから。

- ・アメリカのADA法（障害を持つアメリカ人法：Americans with Disabilities Act）に比べて、今回の障害者差別解消法はすごく軽いと思っています。例えばADA法は500条とすごく厚い法律なんだけど、障害者差別解消法はたったの26条ですから、ちょっとしかないのが残念です。あれぐらい細かいことを差別であると考えようとするのはアメリカは権利については高いレベルで考えている国かな・・・とは思っています。
- ・障害者差別解消法の目的の中に「障害の有無によって分け隔てられることなく、」とこんな文言が入っているんです2)。「分け隔てなく」、これは障害者基本法（1993）の中にも入っているんですね。これは権利条約の中にもこの言葉であると思うんで・・・この言葉で紡ぐというのはすごく大事なことなんだなあと思います。

2) 障害者差別解消法 第一条 目的

障害者が障害者でない者と等しく尊厳が重んぜられ、その尊厳に相応しい権利を有することを踏まえて、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事柄と、行政機関等及び事業者おける差別の解消を推進するための措置を定めることにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす。

- ・「地域での共生社会」というのを障害者基本法に書いてますね。それが基本原則なんだと。今までは、目指す理念みたいな感じでしたが、基本原則と書かれると、原則なんですから、それを実現せんといけん。
- ・ただこれからは、日本人全体が分かってもらえるための法律、というふうに理解しているんですね。そういう共生社会の実現、日本をそういう共生社会にしていこうと言っちゃったわけですから、これは絶対にせならん。ただ、どういう形になるんだろうなあ、というのはこれからだと思います。

差別とは

- ・障害者に対する性的虐待がありました。水戸アカス事件3)とか、使用者が、事業主が、そういうことを平気で起こす。年金を横取りしたりということがあった時代がありました。今でも、あるんじゃないかなと思うんですけど。

3) 水戸アカス事件

1995年に茨城県水戸市で発覚した知的障害者への暴行事件。知的障害者を雇用していた会社内部で給料未払い、暴行、強姦が常態化していたとする事件。

- ・でも、障害者の証言というのは相手にされなかった。裁判官にも相手にされんし、障害者の証言をまともに取り上げてくれる弁護士が少なかったんですね。1990年代ですけど…そばで悔しい思いをしてきました。
- ・悲しいことに施設の中でも職員による性的虐待がありました。同室で震えとった障害者が見てたんです。その証言を弁護士さんに相談したんです。「それでは裁判ができない」と、「そんなことを裁判官が信じるか」と言われて、かなり憤った経験があるんです。
- ・きちっと彼らの意見を聞こうと障害者権利条約の中にも謳われているんです。法的能力はあるんだという前提ですから、12条（法律の前にひとしく認められる権利）なんですけど、障害者の法的能力のことを書いておられます。
- ・彼らが権利を行使する能力・これを行為能力というんです。彼らは、これを持つことを認めてもらえない状況がある気がします。簡単なことをいうと、「自分で旅行をするのにどこを選ぶか」、「何が買いたいか」、そういったことは重症心身障害の方や重い自閉症の方には難しいんですよ。それを我々が理解するのが難しい。それは、彼らがコミュニケーション能力を身につけてないからだ。これからの考え方は違います。われわれに彼らの思いを知る能力がないから分からないんだ。そういうパラダイムシフトというか、そういう時代だなあと感じます。
- ・講演のタイトルにもありますが、差別に「不当な」がつくのに違和感があったんです。差別自体がおかしいんじゃないか、と感えていたんです。
- ・差別とは区別と変わらないという考え方があります。それはすんなり入らないんですけど、だから「不当な」をつけることによって、「不当な差別」は許されないけど、「正当な差別」はいいのかと・・・「正当な差別（区別）」はいいですよとあるんですけど、あなたは「正当な差別（区別）」にあるんですよという根拠を、きちっと立証して、分かるようにして相手に伝えないと、それは「正当」とは言えませんが書いてあるんです。「正当な差別（区別）」であるという側についてはさうとうハードルが高い時代になりました。
- ・「合理的配慮の不提供」は画期的でした。権利条約にもありますが、これも差別というんだ。で、大騒ぎになっているわけです。
- ・合理的配慮とは何か？ということで。合理的配慮というのは・・・この差別解消法というのは行政機関と事業者の二つが対象です。合理的配慮がすごく負担ならしなくていいよというのは事業所。障害者差別解消法

の中には、事業者と行政機関のみということなんですけど、行政機関は直接差別も不当な差別もダメだし、合理的配慮も法的義務で、絶対しろよと、いうふうになっています。

- ・ただ事業者は、努力義務ということでおさまっているのが、今後の課題かな、と思いますね。
- ・合理的配慮とは、と書いてあるんですけど、なにが大変になるんだろうと勘違いをしている人がたくさんあって、全てバリアフリーにせんといけんのかなと言う人もあって、金がかかってどうしようもないじゃないか、という人もあって、事業者もたくさんおられます。
- ・本当にそうするというなら助かりますけど、ただ、合理的配慮というのは個人が「合理的配慮をしてください。」という申し出をした場合、どう対応するか？なんで個別的ですか。「言っただけじゃなかったらなくていいのよ。」じゃない意識が広がれば日本ももっとよくなると思います。
- ・積極的改善措置はどういうことかということ、特別扱いしない、これは差別に当たらないと書いてます。病院の順番の場面で、パニックになりそうな自閉症の方が30番目に待っています。「早く診てあげるから」と病院が言ったとしたら、待つ人は何だこりゃって思うかもしれませんが、それは不当な差別ではないです。優先的に扱うことは差別には当たらないですよとわざわざ書いてある。その特別扱いが他の国民の納得を得られるかということでしょうね。
- ・荷が重すぎない負担、過重な負担があるときには、合理的配慮はしなくていいよというのが言われるんですけど、「過重な負担があるから合理的配慮をしませんよ。」というふうに使います。そうならないようにするために、いろいろ条件がついています。事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度・・・総合的に判断されて合理的配慮を「しなくていいよ」、「しないといけないうよ」、というのを考えていきましょう。何でもかんでも過重な負担ですまされていく危険性があるので、それに対して釘が刺されています。
- ・障害がある人が社会生活をしようとした時に阻む物すべてが社会的障壁（バリア）と言います。それらには、物理的障壁・制度的障壁・慣習的（文化的）障壁・観念的（意識的）障壁があります。
- ・その中に「観念」が入ったというのが大きいです。事物や制度というのは分かりやすいですけど、考え方・慣習（うちの会社はこうしてきた等）とかね、そういう物がたくさんあります。考え方も含めて社会的障壁を考えないといけないという事です。
- ・本人の意向を尊重というのが一番大事で・・・合理的配慮だってパターンリズムになって「任せとけ、悪いようにしないから」等で本人の意向は無視されるんですね。

- 例えば会社などで、着替えに手間取ったりして8時半からでなく10時ぐらい始業に合理的配慮してほしいという、「それ以上訊かないで、分かった。」と言って9時半になるという事例がありました。
- 「ここまで伸ばしたんだからいいだろう。」と。いや10時にしてくれとお願いしてるんですけど、話し合いもなく9時半にされるという事はあってはならぬと。本人の意向を尊重しろと。会社に対する合理的配慮の指針というのが出てるんです、その中に・・・こうしてほしいという申し出があれば、まず対話なんです。必ず話し合いをしてくださいと。そして決めて欲しい。最終的に9時半になったとしても、両方の歩み寄りをする話し合いはぜひしてくださいと。
- 意向の尊重というのは障害者権利条約の12条にあります、支援付きの意思決定です。権利を行使するには、まず支援が要るんだと。そういう人がたくさんいるんです。そのためには、意向を聞くという支援力がこちらにないと、先のようなパターンリズムになってしまいます。
- 差別解消法のいう機会平等は「下駄履かせ」じゃありません。「あなた障害者だから、他の人は20点のところを50点あげます。」というのじゃないと。機会(チャンス)を平等にするという法律なんで。能力を発揮するためのチャンスを平等にすると。
- 大学受験なら、目が見えない人のための点字の問題を作らないといけなし、読むのに時間がかかるので、他の人が60分のところ90分与えるとか。そういうのは能力に対する下駄履かせじゃなくて、チャンスの平等だと。その人の訴えがあろうがなかろうが大学側は、視覚障害者が受けるという事であれば義務として生じてくるんじゃないかと、思います。

「下関事件」から何を学ぶか

- なぜ障害者は殴られたり、罵倒されないけんのか、がポイントになるのかな、と思っています。下関事件4)がありますが、これが重いですね。映像にも流れまして。

4) 下関事件

下関市にある指定障害福祉サービス事業所大藤園での虐待事件。虐待風景がテレビに放映されたことで、全国的に注目された。

- これを追っているメディアがありまして、NHKのバリバラという番組があります。フジテレビが5月22日に去年放映したんですよ。ですが、その後の追跡をしていない。バリバラだけが追っています。
- カメラを入れるところまではいったんですけど、現場のスタッフが拒否したんです。報道アレルギー、どんなことを報道されるか分からない。(虐待風景がテレビで流れてから)右翼は来るは、ブラックジャーナリストも来るは、あの小さい施設に行ったんですから、ト

ラウマもすごかったんでしょうが。

- 虐待風景がテレビに出たのは利用者にとってはよかった。どういう形であれ、ああいう形で外に出て、なんとかせんらんとという人が集まりましたから。でも、ああいう報道が出たにもかかわらず、理事とか理事長とか変わってないですから、何発も殴ってた人が一人首になっただけです。
- 大藤園調査内容を見せてもらったんですが、びっくりですよ。「あれはジョークだ。なんでそんなに大きにならないといけなかったのか。」というのが職員の意見でした。それを聞いて愕然として、なにも変わろうとしないんだと。
- 利用者に大声をあげることは多かったみたいですね。毎日職員はどなってたって言うんです。そりゃなんでもかと思ったら、言葉のない利用者に対して、言葉でしかコミュニケーションをとろうとしなかったからです。支援技術がなかった、知識と、福祉の専門の知識を持った人がいなかった。分からんやつを大きい声で脅して、分からそうとする、ということが、対応の中心を占めていたということで、やたら報告書には「大声、大声」と載ってました。こういうのが差別であるとこれから問われるでしょう。
- 「合理的配慮の不提供」の点で言えば、「何をしても虐待だと思われるので、何もしない方がいいのではないか」とか、「障害者虐待防止法は施行されたが、法律ができただけで、うちには関係ないと思った」とか。差別解消法とか、どこ吹く風でしょうね。自分には関係ないと思うという社会の損失だという風潮に穴を開けていかないといけないというのが大きな課題ではないかと思えます。

差別を憎む“文化”づくり

- 親にもあります、叱るというのはしつけなんだ、親も施設にしつけてもらわないと困るから、「殴ってください。」と学校でもいいますよね。滋賀で肢体不自由児協会で調査をしたことがあります。どういうことを虐待だと思うか、思わないかを尋ねたら、「足をつねる」と言うのがあるんですが、施設の職員は98%虐待だと言ってますが、親の半分はしつけだと言ってるんですよ。だから、親からは虐待していることが多い。それはしつけの一貫なんだというのが日本文化の中に根深くあるんだなと思えます。
- 「じゃあ、悪いことをしたらほっとくの?」、「このままにしてたら、この人はそのことを悪いと気づかない方がよっぽどダメだろう」みたいな・・・そういうのは間違っていないと思うんだけど、今の文化度からいけば次に行ってるだろうと思います。「間違っているよ」ということを伝えてあげたいのは僕も同じことですよ。伝え方は暴力じゃなくて、違う方法で考えていかんといけないだろうという時代に突入しているだろうと思います。

・まだ、暴力でのしつけ論が残っています。なんでそうなんだと、それが差別の・・・差別って無意識ですから、その無意識に切り込んでいかんとどうにもならんなどと思います。

・下関市の大藤園というところは、虐待をする文化だったんです。虐待で彼らを支援する文化・・・これは支援でもなんでもないんですけど、そういう文化。じゃあ、それに対抗する当たり前の文化をどうやって作ってあげばいいのか？

・自己規制を作ること・・・それを恥じるということ、人を痛めつけたり侮辱することは恥だと。自分にとって恥なんだというような、ことを身につけていくようなことをこれからやっていけたらなあと思います。

・差別を憎む文化をどうやって作れるんでしょうね。差別、虐待、暴力を憎む文化を差別解消法を使って、ぜひやってみたいと思うんですけど、生きているうちにできるか分かんんですけど・・・。

・差別や虐待を快感に思っているんじゃないか。人を痛めつけることを快感と思うような・・・差別をよしとする人はいませんよ。でも、頭では差別は悪いと思っているが、無意識の欲動がそうはさせない、それをどうしでいかんといけないかについては分かんのですよね。

おわりに

“虐待を完全に消滅させることを目指すべきではない”

・虐待の根絶を目標にしてしまったら、それを築けない

んじゃないかと思います。虐待は彼らが生きやすくなるためには邪魔なんですよ。それを取り除いて、彼らの力が目いっぱい発揮できるような支援をするのがわれわれの本質だと思います。

・「虐待がゼロになればいい」というのは寂しいような、私たち人間として恥じるようなことになりはしないかと思います。障害者と一緒に生きていく、それこそ本当の意味の意味でともに生きると言うのを考えていきたいと思っています。(拍手)

感想

「障害者の現在とそれまでの差別等法律の流れなど勉強させていただきました。とてもとても感動して聞かせていただきました。」

「差別解消法が求めるもの」・・・現代社会において障害者、児童、高齢者等の差別多くある事は今まで生きている中で感じております。」

「今まで苦勞して差別を受けて、生きて来られた方も多くいると思います。先生の同じ人間として一緒に生きる、共に生きる事か、どんな事か。私も少なからず人を大切に身の回りの事に対して、今後も勉強を続けていけたらと思っています。」

今回の記念講演以降に、障害者の人権を踏みにじる事件が起きてしまいました。私たちは、共生社会を作るために必要な考えや態度を示し続けていかないといけないと思います。(要約：藤本 続久・藤井 宏明)

第5回 福祉オンブズおかやま相談員養成講座の開催について (速報版)

今年も特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」主催の「福祉オンブズ相談員養成講座」を行います。

今回の講座では、昨年に引き続き、高齢者や障害者、子どもといった人権侵害に陥りやすい人たちの人権擁護に関する現状を学ぶベーシック(講義)コースと、福祉オンブズ相談員が必要とする相談技術や事例検討を学ぶアドバンス(相談演習)コースの二つを行います。受講生の皆さんには、このベーシックコースとアドバンスコースの両方から選ぶことが可能です。ぜひ、奮ってご参加ください。

会場：〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 ゆうあいセンター研修室1 TEL(086)462-1111

日時(講座内容)：

◆ベーシック(講義)コース

1月7日(土)10時00分～16時00分

*開講式

- ①「福祉オンブズとは」講師：藤井 宏明さん
(当法人副理事長、福山平成大学 福祉学科 准教授)
- ②「高齢者の権利擁護」講師：調整中
- ③「障害者の権利擁護」講師：有岡 道博さん
(美作大学 准教授、元ももぞの学園施設長)
- ④「子どもの権利擁護」講師：調整中

・受講式(ベーシックコースのみ受講者)

※なお、申込詳細を含めた「確定版」につきましては、改めてご案内いたします。

◆アドバンス(相談演習)コース

1月21日(土)10時00分～15時00分

- ⑤「相談援助の理論」講師：竹中 麻由美さん
(川崎医療福祉大学医療福祉学科 准教授)
 - ⑥「相談援助の技術」(")
 - ⑦「事例検討①」講師：猶原 眞弓さん(当法人・理事)、
藤井 宏明さん(当法人副理事長)
 - ⑧「事例検討②」(")
- *開講式(修了証授与式)

リレーコラム 第7回

今回は、NPO法人「ペアレント・サポートすてっぷ」の安藤様のバトンとなります。

「ペアレント・サポートすてっぷ」は、倉敷市の障害児の保護者による保護者支援の会になります。現在はNPO法人化されており、障害児の子育てに必要な様々な情報を集約した冊子「倉敷子育てハンドブック ひとりじゃないよ」を隔年で刊行、本年4月からは倉敷市粒浦にてカフェ形式の相談所「うさぎカフェ」を運営する等、様々な形で保護者の方たちを支援する活動を展開されています。

昨今、障害者が健常者に消費されているといった考えが提示されています。安藤様から、貴重なご経験に基づいた言葉をいただきました。

ネクストステップは近い！ 障害者をめぐる環境は変わる

NPO法人ペアレント・サポートすてっぷ 安藤希代子

リオパラリンピックが閉幕した。連日、様々な障害のある人たちの果敢なチャレンジを目の当たりにしながら、某民放の「〇〇時間テレビ」で障害者を何かの課題に挑戦させる企画なんかをやるよりも、現にここに、誰に強制されるでもなくチャレンジを続ける人たちがいるのだから、これをしっかり取材して紹介すればいいのにと思っていた。ところで今年、この某民放の「〇〇時間テレビ」の裏番組でNHKが面白い試みを行った。8月28日放映の、障害者バラエティ「バリバラ」の内容は、次のようなものだった。障害者がみんな健気なわけでもなければ良い人ばかりというわけでもないのに、障害者すべてを「障害に負けず懸命に生きている」というステレオタイプにくくって、「頑張る障害者〇〇さんのチャレンジ」的な映像を作るのは、「感動ポルノ」、要するに自分が感動したいがために障害者をオカズにする健常者のマスターベーション行為である、という痛烈な批判を展開したのだ。

関係者なら皆がなんとなく思っていたことに、ズバリ切り込んだ形。見ていて痛快で、障害者問題はここへきて新たな段階に入ったのかもしれない、と思わされた。番組の中では、メディアにおける障害者の扱われ方についての歴史にも触れていた。まずメディアは障害者を「かわいそうな人達」という切り口で捉え、次に「障害に負けず明るく頑張る姿」をクローズアップしようとする時代が国際障害者年あたりで来た、と。では、それ以前、つまり「かわいそう」と捉えられる以前はどうだったのだろう。それより前となると、障害者は「ごくつぶし（穀潰

し）」として扱われ、下手をすれば間引きされたり、座敷牢に一生閉じ込められるなど要するに人として扱われない長い不遇の時代があった。時代が移り変わり欧米の社会福祉の考え方が日本にも入ってきて徐々に日本社会が変わろうとする中で、障害者はふみにじり排除する対象ではなく、彼らは「かわいそう」なんだからみんな助けてあげようよ！というところまでなんとか考え方を方向転換させたのだろう。

“かわいそうな人”に酷いことするもんじゃないよ”このような考え方がスタンダードになることでかなり「あからさまないたぶり」は減ったのかもしれない。そして徐々に、長きにわたる先人たちの不断の努力によって、障害者はただ哀れまれるだけの存在ではなく、対等な人として自らの考えを公共の電波に乗せて主張するということまでくることができたわけだ。もちろん、相模原の事件のようなことが起きてしまうくらいなのだから、未だ障害者の人権の確立への道のりは遠く険しいというのも事実だろう。事実だけれども一方で、このような批判番組が作られるようになったということは、障害者問題が「次の段階」に来ていることの証ではないか。パラリンピックの放送も今回は4年前よりずっと増えた。日本の障害者スポーツの支援体制はまだまだお粗末なものだが、4年後の東京のころにはもう二、三步は前に進んでいるかもしれない。障害者全体の問題も、牛歩の如くではあるが確実に前に進んでいる。そんな希望の足音を感じながら私も、あきらめずに自分が成すべきことをして行こうと思う。

2016年度 人権・福祉講座 のご案内



■講師紹介：《略歴》

小坂田 稔(おさかだ みのる)

*学 歴

早稲田大学大学院公共経営研究科
専門職学位課程修了

岡山大学大学院自然科学研究科博
士後期課程満期修了

学術博士・公共経営学修士

*専門領域

地域福祉論

*職 歴

津山市社会福祉協議会にて福祉
活動専門員として地域福祉実践に
取り組む。高知県立大学社会福祉
学部教授を経て、平成25年4月
から美作大学社会福祉学科教授
(社会福祉学科 学科長)

*主たる社会活動

美作市権利擁護センター運営委
員会委員長

津山市地域包括ケア会議会長

総社市地域包括ケア会議会長

美咲町地域包括ケア会議会長

他

*主な著書・論文

『真の介護予防と地域包括支援セ
ンター』中央法規出版

「地域包括ケアシステムにおける
小地域ケア会議の必要性と今後
の在り方—コミュニティソーシャル
ワークの視点からの理論的考
察—」(美作大学紀要)

「地域包括ケアとは何か—『地域
包括ケアシステム』の考えをもと
に考える」(作業療法ジャーナル)

三輪書店

他多数

テーマ：「美作市権利擁護センター」の設立と活動

—福祉サービスにおける権利擁護の展望—

講 師：小坂田 稔さん(美作大学 社会福祉学科教授)

日 時：2016年11月26日(土) 10時00分～11時30分

場 所：きらめきプラザ内ゆうあいセンター研修室1

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13番1号

参加費：500円

定 員：30名(申込締切：定員になり次第締め切りとさせていただきます。)

今年もNPO法人福祉オンブズおかやま主催の人権・福祉講座を行います。
今回は、当法人とゆかりの深い小坂田稔さんにご登壇願います。

美作市では、今年4月、さまざまな人権侵害から暮らしを守ることを目的
として「美作市権利擁護センター」を設立しました。市が独自にこのような
センターを作るのは、岡山県内では3市めの取り組みです。高齢者福祉、障
害者福祉、児童福祉など、さまざまな福祉領域の権利侵害がされやすい人
たちが対象となります。昔から、人権侵害を予防する手立ては取られてきま
したが、現在でも問題は残ったままです。むしろ増えてきている状況にあり
ます。権利侵害を防ぎ、いきいきとした暮らしを作り上げていくための中核
拠点として「美作市権利擁護センター」は生まれました。

みなさん一緒に、権利擁護のための仕組みづくりの勉強をしましょう。

◆講師からのメッセージ

「少子高齢化が急速に進む現在、私たちの暮らす地域社会では、児童、障害
者、高齢者への虐待、DV、消費者被害など、様々な権利侵害の問題が生ま
れてきています。こうした権利侵害は、ひとつの世帯にひとつの権利侵害の
問題ではなく、ひとつの世帯に複数の問題が絡み合っており起こっています。
こうした権利侵害をなくし、いきいきとした暮らしを作り上げていくためには、
これまでのようにひとつの機関・団体が相談に応じ、支援を考えていくこと
では不可能であり、様々な専門職や機関・団体、そして地域住民が協働して
いくことが必要となっています。そのための中核機関としての役割を果たし
ていくのが「権利擁護センター」といえます。

今回の研修では、最近設立され、活動を始めた「美作市権利擁護センター」
の設立までの経過と設立後の活動を紹介しながら、権利擁護の意味やその方
法について考えてみたいと思っています。

※申込方法：事前に当団体のFAX・メールにてご連絡ください。

FAX：086-227-3459 E-mail：f.ombuds.okayama@gmail.com

FAX・メールの場合は、必要事項(①氏名・②住所・③電話番号・④Eメールアドレス(あ
る場合)・⑤当法人の会員か非会員か)を記入の上、当団体にご送付ください。

電話の場合は、毎週日曜日10時～15時までお電話ください。

TEL：080-2885-4322(相談ダイヤル兼)

※当日、身体障害等の理由で介助が必要な場合には、事前にお知らせください。